

栃木県立宇都宮工業高等学校 いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、別添『『栃木県立宇都宮工業高等学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画』を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」（定期開催）と「いじめ認知時の対応に係る委員会」（随時開催）を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- 生徒及び保護者に対して、いじめ対策委員会の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせるため、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論することなど、いじめの防止に資する活動等を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図られるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

- いじめは、大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒のささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、見逃さないようにします。
- アンケートや個人面談の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

4 いじめの解消に向けて

- いじめられた生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられた生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげます。
- いじめた生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめることのないよう、しっかりと指導します。
- いじめられた生徒といじめた生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた生徒の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

※ この基本方針は学校ホームページ等で公開するとともに、生徒、保護者、地域、関係機関等に周知することに努めます。

いじめに悩んでいる児童生徒、保護者のみなさんへ

いじめについての相談・通報窓口は下記の通りです。まず、連絡をしてください。

学校の相談・通報電話

○学校相談電話 028-678-6500（担当者：生徒指導部長）

※担任の先生、部活動の先生、話しやすい先生などでも結構です。

○いじめ未然防止・早期発見に係る委員会

委員長 校長

委員 教頭 事務長 主幹教諭 教務主任 教科主任 各科長 学年主任
生徒指導部長・副部長 教育相談係主任 養護教諭 関係職員
必要に応じて外部専門家等

栃木県の相談・通報窓口

○いじめ・不登校等対策チーム

いじめや不登校をはじめとする問題行動や不登校等に対する電話相談に応じます。

河内教育事務所(宇都宮市、上三川町の学校に通学している方)……………028-626-3184

上都賀教育事務所(鹿沼市、日光市の学校に通学している方)……………0289-62-0162

芳賀教育事務所(真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の学校に通学している方)

……………0285-82-5274

下都賀教育事務所(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町の学校に通学している方)

……………0282-23-3782

塩谷南那須教育事務所(矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町の学校に通学している方)

……………0287-43-0609

那須教育事務所(大田原市、那須塩原市、那須町の学校に通学している方)……………0287-23-2194

○ホットほっと電話相談

【子ども専用】 いじめ相談さわやかテレホン……………028-665-9999

全国共通 24 時間子ども SOS ダイアル

……………0120-0-78310

【保護者専用】 家庭教育ホットライン……………028-665-7867

※月～金曜日 8：30～21：30、土曜日 8：30～17：30

(上記時間以外と日曜・祝日・年末年始等は留守番電話及びFAXで対応)

【メール相談】 「ホットほっとメール相談」で検索

※メール相談の回答は原則1回とし、その回答には数日かかります。